

市議会だより (2016年 初夏)

生駒市議会 市民ネット

吉波伸治 よしなみのぶはる 沢田かおる さわかおる

発行人：吉波 伸治 〒630-0121 生駒市北大和3-2-7 TEL&FAX：0743-84-4355
同：沢田かおる 〒630-0265 生駒市軽井沢町4-5 TEL&FAX：0743-75-4548



市の待機児童解消の取り組み

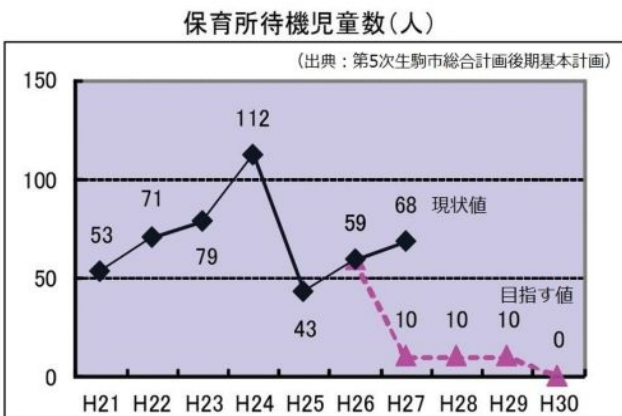
(1) Q. 市内の保育所の数は?

A. 今年4月末時点で下表のようになっています。

認可保育所	23
市立保育所	4 (うち1つはこども園)
私立保育所	19
従来からの保育所	15
地域型保育	4
事業所内保育所	2
小規模保育所	2
認可外保育所	5

(2) Q. 待機児童はなぜ解消されてこなかったのでしょうか?

A. 08(H20)年2月から今年4月末までの約8年間に**13園の認可私立保育所(地域型保育を含む)**が新たに開所し、認可保育所の定数は**1150名から2125名へと約1.8倍増加**し、数字上は解消されるはずでした。しかし、保育所が増設されると、そのたびに新たな入所需要が起こる(入所を諦めていた家庭が入所希望を出す)ため、左のグラフの



ように解消されませんでした。

(3) Q. 昨年度の待機児童解消のための努力は?

A. 昨年度、待機児童は4月時点で68名となり、特に**0~2歳児の待機が約75%**を占める状況となったことから、市は**地域型保育事業**を開始。地域型保育とは、昨年度から国が始めた**子ども・子育て新制度**により開始された、0~2歳の子どもを基本的に少人数で保育する認可保育で、**事業所内保育**(従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)や**小規模保育**(定員6名以上19名以下)等をいいます。本市では昨年度、事業所内保育所1園と小規模保育所2園が開設されました。



(4) Q. 今年度の待機児童解消策は、何でしょうか?

A. 待機児童は今年4月時点で54名で、**4・5歳児の待機はゼロ**、**3歳児の待機も若干名(9名)**となりました。18(H30)年度の**待機児童ゼロを目指して**、今年度は次の解消策が実施されます。

- ・事業所内保育所2園開設(うち1園はすでに4月に開設)
- ・小規模保育所2園開設
- ・市立生駒幼稚園のこども園への移行(こども園は地域型保育卒園児の受け皿としても必要)

家庭ごみ有料化 今年度の取り組み

(1) 家庭ごみ有料化の目的は「ごみ削減を促進することで環境保全を推進すること」です。それを**見える化**するため市は、家庭ごみ有料化による収入増とごみ減量による支出減を財源とする、次のような**環境保全の取り組みへの補助金交付**を実施します。

生ごみ処理機購入・集団資源回収・ごみ集積場設置(以上は、環境保全課に申請) / 太陽光発電・燃料電池・雨水タンク・集合住宅LED・HEMS(住宅用エネルギー管理システム)・V2H・蓄電池の設置、省エネ家電買換え(以上は、環境モデル都市推進課に申請)



(2) 昨年4月開始の家庭ごみ有料化の結果(効果)は下の表のようになりました。かかる結果(効果)も踏まえ、市は「家庭ごみ有料化実施1年後アンケート」などを実施して**ごみ有料化について検証**することとしています。

項目	家庭ごみの集積所での収集量			単位:t (環境保全課公表資料)	
	平成25年4月~26年3月	平成26年4月~27年3月	平成27年4月~28年3月	H27年度/H26年度	H27年度/H25年度
燃えるごみ	20,626.07	21,247.68	18,314.83	86.2%	88.8%

電力自由化時代を迎えて

(1) 市は今年度、電力自由化時代に対応した先進的な取り組みとして、**地域エネルギー会社(自治体新電力会社)**の設立をめざします。これは、市内や周辺地域で**再生可能エネルギー**を創出して市民に供給し、同時に**付帯サービス**(高齢者見守り、介護予防、子育て支援、災害時避難指針等の情報提供など)も行うという画期的事業です。



(2) 全国的にも少例の**エネルギーの地産地消モデル**となるこの事業は容易ではありません。しかし、市実施の“たけモニアンケート”では9割の市民が地域エネルギー会社からの電力購入を検討すると回答、市民の期待が大きく、成功すれば**エネルギーに強く生活しやすいまちづくり**に貢献するものとなり、今後の注目事業の1つです。

【1】遺伝子組み換え植物の流出事故

ゴールデンウィーク明け早々、新聞やテレビニュースはいつせいに、**奈良先端科学技術大学院大学（略称「先端大」）**で実験用の遺伝子組み換え植物が実験関係施設外に流出した事故が起こっていたことを報じました。「自然界にはないもの」が自然界に流失すると、予想できない**重大な影響を生態系にもたらす**こととなります。この事故を起こしたことは、「**先端大の事業活動に伴う環境汚染等の未然防止**」を義務付けた「（市と先端大が締結している）**環境保全協定**」違反です。

先端大は、10(H22)年4月にも、遺伝子組み換え実験使用植物を適切な処理をすることなく廃棄するという事件を起こしています。また、先端大で研究していた山中伸弥さんが、ヒト細胞での実験が必要になってきたとき、学内での実験の安全性を担保する倫理委員会の設立を呼びかけたが叶わなかったことが先端大を去る一因になりました。そして、今回の事故です。先端大は、実験研究倫理が希薄で市民に不安を与える研究施設というイメージが付いてしまいました。

そんな不名誉なイメージを払拭するためにも、今後、先端大には「**環境保全協定**」を遵守していただくことを要請いたします。

【2】熊本地震の教訓を生かそう！

(1) 熊本地震では、土砂災害警戒区域外でありながら土砂災害が起き犠牲者が出た地域がありました。それを考えると、警戒区域では地震で**土砂災害**が起きる可能性は高いと思わねばなりません。そんな中、本市において、土砂災害警戒区域で宅地造成する計画があります。それについては、計画地の近くに住まいる**市民の安全確保の観点から対応**するよう、行政に求めてまいります。

(2) 熊本地震では、体育館等の避難所では居づらい、ペット連れが出来ない、また、建物内では不安で寝れない、避難所が破損したなどの理由でグラウンドや空き地に張ったテントでの避難生活



NPO「A-PADジャパン」が設置した益城町のテント村

を選んだ被災者も多くあったことで、**避難場所を確保するための広い空間が必要**ということが再認識されました。また、熊本地震では強い地震は火を使用しない時間に起こったので火災はあまり起きませんでした。広い空間は延焼火災時の避難場所としても是非必要です。

そこで、問題になるのが**北大和グラウンドを住宅用地として売却する方針**です。地震災害対策には広い空間が必要ということが再認識された上は、その市の方針は、市民の安全・安心の観点から見直す方が賢明ではないでしょうか。



生駒市議会の全議員で構成する議員共済会は、4月22・23日に生駒駅前**熊本地震災害義援金の募金活動**を実施しました。106万2100円ものご協力をいただき、議員共済会からの20万円を合わせて総額126万2100円を4月26日に九州市議会議長会に送金いたしました。**市民の皆様の温かいご支援に感謝申し上げます。**



学研高山第2工区のあり方／吉波伸治

大規模工業団地は要らない！ **里山（生物多様性）の維持・再生・活用こそ必要！**

(1) 学研高山第2工区とは

①「関西文化学術研究都市高山地区」は、略して「学研高山」といいます。学研高山は第1工区（45ha）とその北側の第2工区（288ha／生駒市の面積の約5%）に分かれており、第1工区にはすでに先端大等が立地しています。



第2工区は、その**約6割（約160ha）**を、住宅都市整備公団＜現在のUR（都市再生機構）＞が第2工区をニュータウン開発するため約20年前に買収し、少子高齢化等の社会経済情勢の変化の中で約9年前にニュータウン開発が中止になったのちもURが所有し、あとの**約4割を一般地権者が所有**しています。（以下、第2工区内のUR

③第2工区は、生駒市北部にひろがる里山です。**里山とは、里山林（雑木林）、田畑、その2つの間の里草地（ため池・水路・畦）**からなる、「**人間が手入れすることで維持されてきた自然**」（二次的自然）です（一次的自然とは、人の手が入らない原生林のこと）。

(2) **里山**は人の手が入らないと荒廃します。里山の荒廃は、第2工区ではニュータウン開発計画発表のころから始まりましたが、全国的に農業人口の減少とともに進んでいます。そんな中、**里山の保全（維持・再生）と活用**が実施される地域も出てきています。

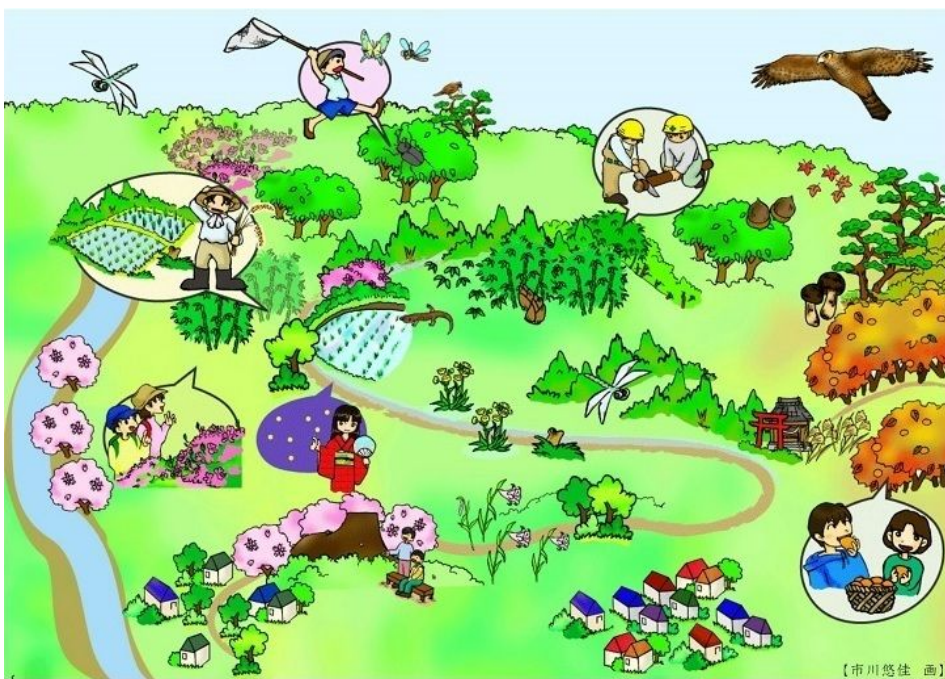
京都府木津川市の**木津北地区**（約152ha）もその1つです。この地区も第2工区と全く同様に面積の約6割のUR所有地が散在しニュータウン開発が中止となった里山ですが、木津川市はその里山の保全・活用の計画を策定・推進しています。その計画の将来像（イメージ図）を右上に掲載しました。この将来像は木津北地区を**次のものとして保全・活用**していくことを示しています。

- 「みどりとしての里山」（景観保全）
- 「さまざまな生き物の生息の場としての里山」（生態系保全）
- 「人々の生活場としての里山」（農林業・農耕地・食糧の保全）
- 「人々と自然のかかわりの場としての里山」（レクリエーション・自然教育・自然観察・その他の余暇活動の場）
- 「人々の心とつながる里山」（花見・紅葉狩り・山菜など里山文化の継承ややすらぎの場）

※上のような、緑豊かで様々な動植物が生き、それゆえ、肥沃な土地や清浄な水や空気があり、食料、文化、癒しなど多くの恵みをもたらすことを「**生物多様性**」といいます。それは里山の代名詞です。

②市は、3月25日、議会の議決を受けて**UR所有地を取得する（有償で移管を受ける）**契約をURと締結しました。今後、その登記準備を進め、18(H30)年末に土地登記（所有権移転）を行なう予定としています。

所有地を「**UR所有地**」といいます。）



木津北地区の保全・活用計画の将来像（イメージ図）

(3) 市の考える現時点での「第2工区の将来のあり方」

UR所有地取得に際して市が作成した「第2工区の将来のあり方」(右にイメージ図)は、①「**学術・産業施設ゾーン**」を設け、②「**広域的連携**」をおこない、③「**農とみどりのゾーン**」を設ける、というものです。

①は、学術研究施設や産業施設(工場)を誘致することですが、学術研究施設の誘致地区である学研高山第1工区では2区画への誘致がいまだに実現できておらず、誘致できたNEC研究所も撤退したことを考慮すると、このゾーンは学術研究施設は誘致できず、産業施設(工場)の誘致地区、つまり**大規模工業団地の造成地区**となるでしょう。

②は、第2工区と周辺地区を結ぶ**幹線道路**をつくることです。
③は、里山保全ゾーンを設けるとのイメージを受けますが、この2月臨時議会や3月定例議会での質疑によれば、このゾーンは、里山(生物多様性)の保全と活用を視野に入れたものではなく、「**何らかの開発**」ゾーンとなり得るとのことです。そうすると、第2工区は全面開発されることとなります。開発とは、山を削り(切土)谷を埋める(盛土)ことで自然の土地形状を改変し、何らかの人為的工作物を設けることであり、自然の緑は失われます。

以上のように、市作成の「第2工区の将来のあり方」は、「**里山の保全・活用**」の優先ではなく、「**開発(大規模工業団地用地造成等)**」の優先または「**全面開発**」を行なうというものです。

(4) 2月臨時議会で市がUR所有地を3億4千万円で取得する予算が可決され、3月定例議会でのその売買契約が可決されましたが、買収に国民の税金を原資とする約600億円が投入されたUR所

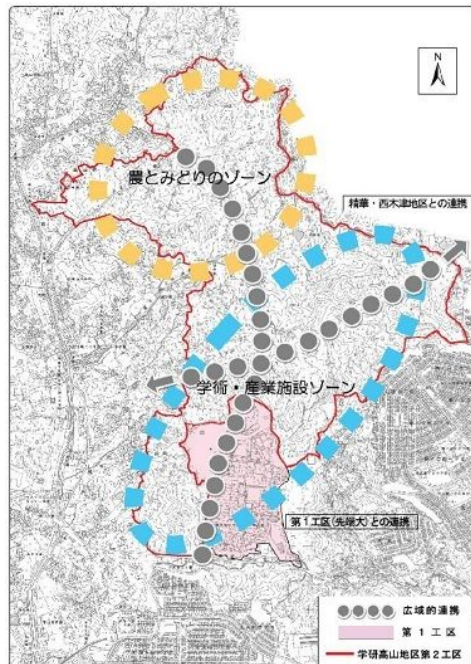


<里山の保全・活用(第2工区の写真)>

有地の取得費がその価格でした。これは、土地鑑定評価額の約10分の一です。かかる**多額の国民の税金**が投入された**国民の財産**というべき土地が、**値打ちの低いもの**として扱われ**安価で売買された上で、限度を超えた開発**に供されれば**重大な問題**です。国民の財産たる大切な土地の最善の利用計画を策定・実施することは、UR所有地を取得する(移管を受ける)市に課せられた責務です。

「**請願書**」採択されず!

2月臨時議会では、UR所有地について、無償移管を受けるに値する土地利用計画、つまり「**生物多様性保全上重要な里山**」と位置付けた土地利用計画を策定することで**無償移管**を受けることを市に求める**請願書**が提出されたものの不採択となりました。しかし木津川市は、先述のように里山の保全・活用の土地利用計画を策定することで木津北地区のUR所有地の無償移管を受けています。



(5) 日本はもはや経済成長が終焉し“工業立国”(工業生産力増大による経済規模の拡大で国民を幸せにする)ではなくなりました。しかし日本は、豊かな自然(豊富な水や肥沃な土地、動植物の多様性)があり、“工業立国”ではない“**環境立国**”(適正な経済規模と**良好な環境**の中での暮らしを保障することで国民を幸せにする)というオルタナティブ(他の選択肢)を持っています。限度を超えた開発によって豊かな自然というかけがえのない国民的財産(ストック)を破壊し、日本社会や世界の持続可能性を維持していく上で不可欠なもの(生物多様性)の喪失を招いてはなりません。

(6) 以上を踏まえた「**将来的な学研高山第2工区のあり方**」は、次のようにするのがよいと考えます。

<1>里山である第2工区の荒廃は手入れ不足にあるのですから、**手入れを行なうことで荒廃を克服**していく。

<2>広大な第2工区全域を手入れするというのは不可能ですから、次のようにする。

- ①約4割を占める一般地権者所有地を集合換地(散在する一般地権者所有地を一カ所にまとめる)し、そこは、**一般地権者の望む・理解が得られる土地利用**を行うゾーンとする。なお、その土地利用に伴う道路等のインフラ整備は最低限に抑える。
- ②約6割を占めるUR所有地(市への移管地)も集合換地(散在する市への移管地を一カ所にまとめる)し、そこは「**生物多様性保全上重要な里山**」として**位置付けた土地利用**を行うゾーンとする。

③②のゾーンは広いので、次の2地区に分ける。

- 1) **里山の保全(維持・再生)・活用**を行う地区
- 2) **遷移誘導型管理**地区

遷移誘導型管理: 順調な遷移を阻害するツル繁茂等を排除する程度の管理を加え、あとは自然の遷移にまかせることで生物多様性の保全をはかること。自然の遷移にまかせることによる生物多様性保全は、明治神宮の森(約70ha)や万博記念公園自然文化圏(約100ha)等で実践されています。

(7) (6)の案もご検討いただき、木津北地区等各地の「里山の保全・活用」計画も参考に、大事な事(第2工区の最善のあり方)はみんなで決めていっていただきたいと思います。



土地形状の改変による**緑の喪失**



<開発(工業団地用地等造成)のイメージ写真>

